

新（赤字部分が変更箇所）	旧（赤字部分が変更箇所）
預金口座振替規約 第 1 条 預金口座振替の申込み 1.お客さまは、当社所定の方法によりインターネットバンキングもしくは当社所定の口座振替受付用の端末機（以下「端末機」という）において必要な操作をする方法、または当社もしくは当社が取扱う収納企業（以下「収納企業」という）所定の「預金口座振替依頼書」を当社宛に提出する方法により、収納企業に対する預金口座振替の設定を当社に依頼することができます。 2.当社は、お客さまが当社における口座振替依頼手続きを完了した場合、お客さまの氏名、お客さまの指定した預金口座の支店番号・預金種類・口座番号、その他口座振替設定に関し必要な情報を当該収納企業に送付または送信します。お客さまは、当社が当該収納企業に対しかかる情報提供を行うことについて同意するものとします。 3.お客さまが収納企業または収納企業が収納事務を委託する企業（以下「収納代行企業」という）に当社所定の「預金口座振替依頼書」を提出し、当社が当該収納企業（収納企業が収納代行企業に収納事務を委託している場合には当該収納代行企業を含む。以下「収納企業」という場合同じ。）経由でその当該依頼書を受領した場合は、以下のいずれかの方法で取扱います。 （1）当該依頼書を受け付けた旨および当該依頼書に基づく口座振替設定の本登録手続のご案内を当社に届出のお客さまの E メールアドレス宛に通知しますので、お客さまはスマートフォンまたはパーソナルコンピュータにてインターネットバンキングにログインし、ログイン後の画面において申込内容を確認し、速やかに当社所定の手続きに従い確認結果を送信してください。当社は、お客さまから内容が正しい旨の回答があった場合に限り、お客さまの普通預金口座に当該確認結果に従った口座振替設定を行います。なお、お客さまから依頼内容を取消す旨の回答を受信した場合または当社所定の期間内にお客さまから内容が正しい旨の回答がなかった場合には、当社は当該依頼がなかったものとして取扱い、その旨を当該収納企業宛に通知するものとし、お客さまはこれに同意するものとします。 （2）当該依頼書を受け付けた旨および当該依頼書に基づく口座振替設定の内容を当社に届出のお客さまの E メールアド	預金口座振替規約 第 1 条 預金口座振替の申込み 1.お客さまは、当行所定の方法によりインターネットバンキングもしくは当行所定の口座振替受付用の端末機（以下「端末機」という）において必要な操作をする方法、または当行もしくは当行が取扱う収納企業（以下「収納企業」という）所定の「預金口座振替依頼書」を当行宛に提出する方法により、収納企業に対する預金口座振替の設定を当行に依頼することができます。 2.当行は、お客さまが当行における口座振替依頼手続きを完了した場合、お客さまの氏名、お客さまの指定した預金口座の支店番号・預金種類・口座番号、その他口座振替設定に関し必要な情報を当該収納企業に送付または送信します。お客さまは、当行が当該収納企業に対しかかる情報提供を行うことについて同意するものとします。 3.お客さまが収納企業または収納企業が収納事務を委託する企業（以下「収納代行企業」という）に当行所定の「預金口座振替依頼書」を提出し、当行が当該収納企業（収納企業が収納代行企業に収納事務を委託している場合には当該収納代行企業を含む。以下「収納企業」という場合同じ。）経由でその当該依頼書を受領した場合は、当行に届出のお客さまの E メールアドレス宛に通知しますので、お客さまはスマートフォンまたはパーソナルコンピュータにて当該通知において当行が指定したアドレスにアクセスし、当行所定の本人確認手続きを行ったうえで申込内容を確認し、速やかに当行所定の手続きに従い確認結果を送信してください。当行は、お客さまから内容が正しい旨の回答があった場合に限り、お客さまの普通預金口座に当該確認結果に従った口座振替設定を行います。なお、お客さまから依頼内容を取消す旨の回答を受信した場合または当行所定の期間内にお客さまから内容が正しい旨の回答がなかった場合には、当行は当該依頼がなかったものとして取扱い、その旨を当該収納企業宛に通知するものとし、お客さまはこれに同意するものとします。

レス宛に通知しますので、当該通知につき心当たりのない場合や当該口座振替設定を中止される場合は、その旨を当社所定の期間内に当社指定窓口宛てに連絡してください（当該連絡があった場合、当社は当該口座振替設定の依頼がなかったものとして取扱い、その旨を当該収納企業宛に通知するものとし、お客さまはこれに同意するものとします。）。当該連絡が当社所定の期間内になかった場合には、お客さまが当該口座振替設定を承認されたものとして、当社は、お客さまの普通預金口座に当社からの通知内容に従った口座振替設定を行います。

（削除）

4.第 1 項に定める方法のうち、端末機において必要な操作をする方法で口座振替設定が行われた場合、当該設定に係る口座振替に関しては、本規約のほか**当社**所定のペイジー口座振替受付サービス規約（以下「ペイジー規約」という）が適用されるものとします。なお、本規約の条項とペイジー規約の条項が相違する場合には、ペイジー規約の条項が優先して適用されるものとします。

第 2 条 口座からの引落とし

1.第 1 条に基づき口座振替設定が行われた収納企業から、**当社**に請求明細が送付されてきた場合は、**当社**は、請求明細に記載された引落口座情報(支店番号、預金種類、口座番号)とお客さまの預金口座との一致を確認のうえ、お客さまに通知することなく収納企業が指定する日(以下「振替日」という)に請求明細に記載された請求金額をお客さまの預金口座から引落としのうえ支払うものとします。この場合、au じぶん銀行取引規約、普通預金規約に規定する預金の払戻し手続きなしで、**当社**にて預金の払戻しを行います。

2.**当社**は、収納企業の都合により収納企業にて定めるお客さま番号等が変更になった場合といえども、お客さまに確認・通知等行わずに、変更後のお客さま番号等により引続き口座振替を実行するものとします。

4.前項にかかわらず、当行が収納企業経由で当行所定の「預金口座振替依頼書」を受領した場合において、お客さまの普通預金口座に既に収納企業が同一（収納代行企業のみが同一の場合を含みます。）である口座振替設定が行われている場合は、前項に定めるお客さまの E メールアドレス宛の通知等の手続を行わずに、当該依頼書に基づく口座振替設定を行うものとします。ただし、お客さまから、当行所定の方法により前項の手続を希望する旨の申し出があった場合はこの限りではありません。

5.第 1 項に定める方法のうち、端末機において必要な操作をする方法で口座振替設定が行われた場合、当該設定に係る口座振替に関しては、本規約のほか**当行**所定のペイジー口座振替受付サービス規約（以下「ペイジー規約」という）が適用されるものとします。なお、本規約の条項とペイジー規約の条項が相違する場合には、ペイジー規約の条項が優先して適用されるものとします。

第 2 条 口座からの引落とし

1.第 1 条に基づき口座振替設定が行われた収納企業から、**当行**に請求明細が送付されてきた場合は、**当行**は、請求明細に記載された引落口座情報(支店番号、預金種類、口座番号)とお客さまの預金口座との一致を確認のうえ、お客さまに通知することなく収納企業が指定する日(以下「振替日」という)に請求明細に記載された請求金額をお客さまの預金口座から引落としのうえ支払うものとします。この場合、au じぶん銀行取引規約、普通預金規約に規定する預金の払戻し手続きなしで、**当行**にて預金の払戻しを行います。

2.**当行**は、収納企業の都合により収納企業にて定めるお客さま番号等が変更になった場合といえども、お客さまに確認・通知等行わずに、変更後のお客さま番号等により引続き口座振替を実行するものとします。

第 3 条 引落とし不能時の取扱い

当社は振替日に第 2 条に基づき振替処理を適宜実行する時点において、お客さまの預金口座の支払可能残高が請求明細に記載された請求金額に満たない場合には、お客さまに通知することなく、当該請求明細を収納企業へ返却します。また、お客さまの預金口座に対して同一の振替日に複数の収納企業から請求があり、上記振替処理を行う時点でお客さまの預金口座の支払可能残高が各請求明細に記載された請求金額の合計額に満たない場合には、いずれの引落としを実行するかは**当社**の任意とします。

第 4 条 預金口座振替の解約

お客さまが預金口座振替にかかる契約を解約するときは、**当社**所定の方法により**当社**に届出るものとします。なお、かかる解約の届出がない場合であっても、長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特にお客さまからの申出がない限り、**当社**はこの契約が終了したものとして取扱うことがあります。

第 5 条 免責

本規約に基づく預金口座振替について、お客さまと収納企業との間で紛議が生じた場合といえども、**当社**の責めによる場合を除き、**当社**は一切責任を負いません。

第 6 条 規約の準用

1. 本規約に定めのない事項については、au じぶん銀行取引規約等**当社**の他の規約の定めを準用します。
2. 本規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り**当社**所定の「au じぶん銀行取引規約」において定義した内容に従うものとします。

第 7 条 規約の変更

当社は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、**当社**は変更日および変更内容を**当社**のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2025 年 8 月 14 日現在】

第 3 条 引落とし不能時の取扱い

当行は振替日に第 2 条に基づき振替処理を適宜実行する時点において、お客さまの預金口座の支払可能残高が請求明細に記載された請求金額に満たない場合には、お客さまに通知することなく、当該請求明細を収納企業へ返却します。また、お客さまの預金口座に対して同一の振替日に複数の収納企業から請求があり、上記振替処理を行う時点でお客さまの預金口座の支払可能残高が各請求明細に記載された請求金額の合計額に満たない場合には、いずれの引落としを実行するかは**当行**の任意とします。

第 4 条 預金口座振替の解約

お客さまが預金口座振替にかかる契約を解約するときは、**当行**所定の方法により**当行**に届出るものとします。なお、かかる解約の届出がない場合であっても、長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特にお客さまからの申出がない限り、**当行**はこの契約が終了したものとして取扱うことがあります。

第 5 条 免責

本規約に基づく預金口座振替について、お客さまと収納企業との間で紛議が生じた場合といえども、**当行**の責めによる場合を除き、**当行**は一切責任を負いません。

第 6 条 規約の準用

1. 本規約に定めのない事項については、au じぶん銀行取引規約等**当行**の他の規約の定めを準用します。
2. 本規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り**当行**所定の「au じぶん銀行取引規約」において定義した内容に従うものとします。

第 7 条 規約の変更

当行は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、**当行**は変更日および変更内容を**当行**のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2021 年 1 月 11 日現在】